



今月も、介護保険料について紹介します。

◆ 介護保険料 Q & A —保険料額について—

Q：現在、大崎町の介護保険料はいくらですか？

A：大崎町の介護保険料は基準額 54,000 円（月額 4,500 円）です。所得に応じて保険料の段階が分かれています。

段 階	対 象 者	年 額 保 険 料 (月額保険料)
第 1 段階被保険者 (基準額× 0.5)	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	27,000 円 (2,250 円)
第 2 段階被保険者 (基準額× 0.75)	・世帯全員が市町村民税非課税の人	40,500 円 (3,375 円)
第 3 段階被保険者 (基準額)	・本人は市町村民税非課税だが、世帯の誰かが市町村民税課税の人	54,000 円 (4,500 円)
第 4 段階被保険者 (基準額× 1.25)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の人	67,500 円 (5,625 円)
第 5 段階被保険者 (基準額× 1.5)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	81,000 円 (6,750 円)

Q：年 6 回の介護保険料の徴収額にバラツキがあるのはなぜですか？

A：なるべく均等になるように調整しておりますが、徴収額が均等にならない原因としては次の 2 つがあります。

原因① 年額を 6 期で割った金額に 100 円未満の端数が発生した場合。

原因② 保険料の所得段階が変わり、保険料の年額が変わった場合。たとえば、保険料の所得段階が第 3 段階（年額 54,000 円）から第 2 段階（年額 40,500 円）になった場合、仮徴収期間（第 1 期～第 3 期）では、暫定的に第 3 段階の金額で納めていただいているため、本徴収期間（第 4 期～第 6 期）で納めていただく金額は変わることになります。また、この場合特別徴収（年金から天引き）の人については、徴収額が均等になるまで数年かかることがあります。

仮徴収と本徴収

	仮徴収期間			本徴収期間		
納 期	4 月（第 1 期）	6 月（第 2 期）	8 月（第 3 期）	10 月（第 4 期）	12 月（第 5 期）	2 月（第 6 期）
摘 要	仮徴収 本年度の年額保険料は、前年の所得などをもとに確定しますが、その年額保険料が確定するまでの期間は、前年度の保険料所得段階を参考にして 3 期に分けて調整し、納めていただきます。			本徴収 年額保険料が確定しましたので、そこから仮徴収分（4 月、6 月および 8 月徴収分）を差し引いた残額を 10 月、12 月、2 月の 3 期に分けて納めていただきます。		

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 76 - 1111 (内線 131)